



2026年3月16日

各 位

会 社 名 全 国 保 証 株 式 会 社
代 表 者 代 表 取 締 役 社 長 青 木 裕 一
(コード番号：7164 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 水 口 耕
経 営 企 画 部 長
TEL:03-3270-2302

株式給付信託（J-ESOP-RS）の導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、当社の株価や業績と従業員（当社の従業員及び当社子会社の従業員を含むものとします。以下、断りがない限り同様です。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員の意欲や士気を高めるため、従業員に対して退職までの間の譲渡制限を付した当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP-RS）」（以下「J-ESOP-RS 制度」といいます。）を導入することにつき決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. J-ESOP-RS 制度導入の背景

当社は、2014年5月19日開催の取締役会の決議に基づき、当社の株価や業績と従業員等（当社の従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員を含むものとします。以下同様です。）の処遇の連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価及び業績向上への従業員等の意欲や士気を高めるため、従業員等に対して当社の株式を給付するインセンティブプラン「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「現行 J-ESOP 制度」といいます。）を導入しております。

当社は、その後も、当社の経営理念である「お客様の夢と幸せの実現」に向けて、人的資本への投資及び従業員の資産形成への取り組みの一環として、様々なインセンティブプランを検討してまいりましたが、今般、現行 J-ESOP 制度に加えて、2026年4月1日より J-ESOP-RS 制度を導入することといたしました。具体的には、J-ESOP-RS 制度においては、給付時期を一律在職時とし、給付する株式に退職までの間の譲渡制限を付すこととします。在職時から従業員自身が議決権を行使すること及び配当金を受領することにより、従業員が株主の皆様と同じ目線に立ち、中長期的な企業価値向上意識及び経営参画意識をより一層高めることを目的としております。

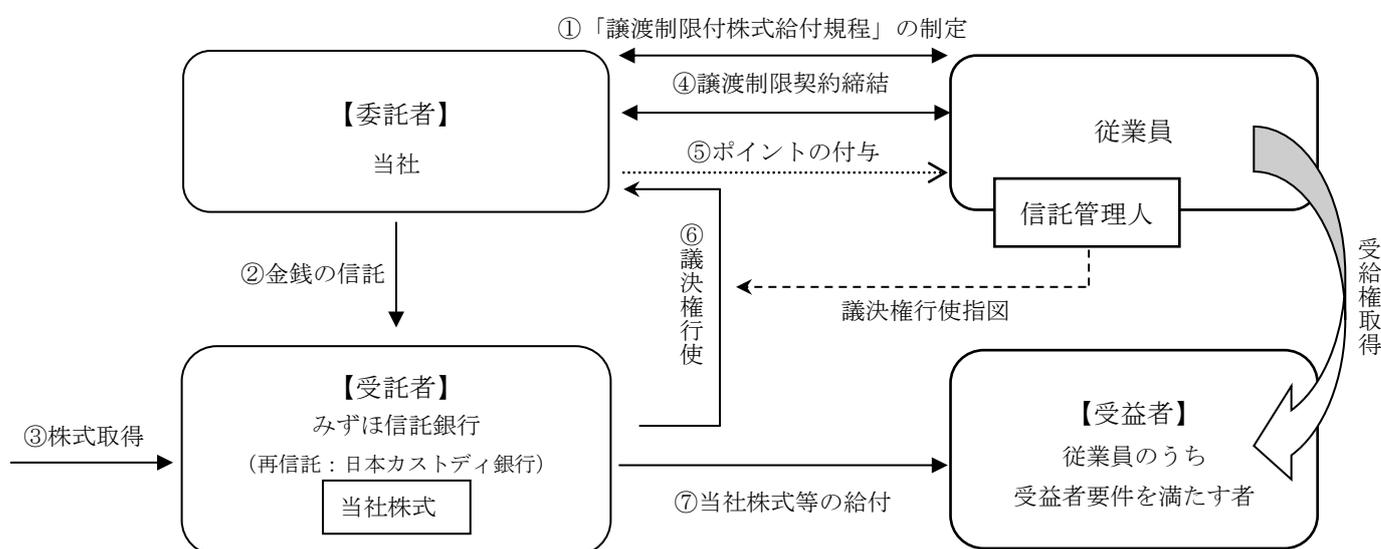
2. J-ESOP-RS 制度の概要

J-ESOP-RS 制度は、米国の ESOP (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考にした信託型のスキームであり、予め当社が定めた譲渡制限付株式給付規程に基づき、一定の要件を満たした当社の従業員に対し当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付する仕組みです。

当社は、従業員に対し当社の業績等に応じてポイントを付与し、現行 J-ESOP 制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結している信託契約に基づいて設定されている信託（以下「本信託」といい、現行 J-ESOP 制度及び J-ESOP-RS 制度を合わせて「本制度」といいます。）を通じ、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。現行 J-ESOP 制度に基づき、当社が拠出した資金を原資として本信託が取得し本信託内に残存する当社株式及び金銭は、J-ESOP-RS 制度導入後は、本制度に基づく給付の原資に充当することといたします。なお、J-ESOP-RS 制度においては、従業員が在職中に当社株式の給付を受ける場合、従業員は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で譲渡制限契約を締結することとします。これにより、J-ESOP-RS 制度において、従業員が在職中に給付を受けた当社株式については、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

【J-ESOP-RS 制度の仕組み】



- ① 当社は、J-ESOP-RS 制度の導入に際し「譲渡制限付株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、譲渡制限付株式給付規程に基づき従業員に将来給付する株式を予め取得するために、みずほ信託銀行（再信託先：日本カストディ銀行）に金銭を信託（他益信託）します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 従業員は、当社との間で、在職中に給付を受けた当社株式について、当該従業員の退職までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、譲渡制限付株式給付規程に基づき従業員にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、信託管理人の指図に基づき議決権を行使します。
- ⑦ 本信託は、従業員のうち譲渡制限付株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下「受益者」といいます。）に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。ただし、従業員が譲渡制限付株式給付規程に定める要件を満たす場合には、ポイントの一定割合について、退職時に当社株式の時価相当の金銭を給付します。

3. 本信託の概要

- (1) 名称 : 株式給付信託 (J-ESOP、J-ESOP-RS)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
(再信託受託者 : 株式会社日本カストディ銀行)
- (4) 受益者 : 従業員等のうち株式給付規程及び譲渡制限付株式給付規程に定める
受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社の従業員から選定
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 信託の目的 : 株式給付規程及び譲渡制限付株式給付規程に基づき信託財産である
当社株式等を受益者に給付すること
- (8) 本信託契約の締結日 : 2014年8月6日
- (9) 金銭を信託した日 : 2014年8月6日
- (10) 信託の期間 : 2014年8月6日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続しま
す。)

以 上